

手話は言語です

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「手話は言語」であることが明記されています。(日本は平成26年1月にこの条約を批准しています。)また、改正障害者基本法第3条において、手話は音声言語とともに非音声言語として認められました。

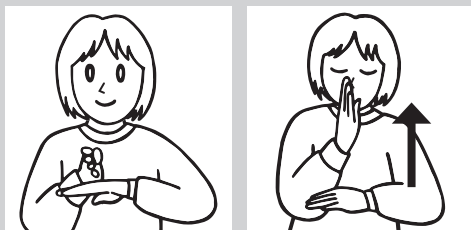
手話は、日本語を手や指、体などの動きや顔の表情を使って表す独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話はろう者(コミュニケーション手段が手話である聴覚障がい者)にとって、聴覚障がいのない人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

手話はろう者にとって日常生活上必要なものであり、手話を普及していくことは、ろう者の生活の質の向上を図るために重要であると同時に、障がいへの理解の促進を図ることにつながります。

聴覚障がいは、外見からわからない障がいであるため、気づかれないことがあります。特に、災害などの緊急時の重要な情報が伝わらないことがあり、周囲の人は配慮が必要です。

みんなで簡単な手話を覚えましょう。

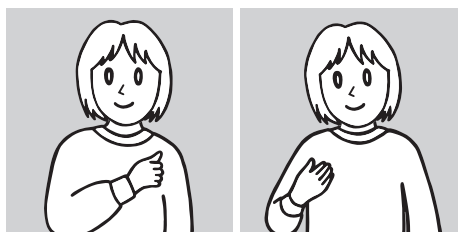
ありがとう



片方の手の平を下に向け、手の甲に反対の手をあてて。甲にあてた手を引き上げ、拝むようにする。

【大丈夫ですか】 大丈夫+尋ねる

【大丈夫】



指先を左胸から右胸へ順番にあてて。

【尋ねる、～か?】



手の平を上に向け、前に差し出す。

平成28年度手話奉仕員養成講座 (入門編)受講者募集

聴覚障がい者の生活等の知識と日常会話に必要な手話表現等の技術の習得ができます。

期 間	10月6日～平成29年3月30日(全23回) 毎週木曜日 13時30分～15時30分 ※入門編修了者は引続き平成29年4月から基礎編を受講していただきます。
会 場	出雲市社会福祉センター 4階
対 象 者	市内在住で修了後手話奉仕員として活動できる方(原則として全講座に参加できる方)
定 員	先着20名
受 講 料	無料(ただしテキスト代とボランティア保険料(4,000円程度)が必要です。)
申込締切	9月23日(金) ※定員になり次第締め切ります。

おたずね・申込み

出雲市社会福祉協議会 ☎23-3781 Fax20-7733
電子メール fukushi@izumoshakyo.jp
(件名を「手話講座希望」としてください。)

手話通訳者等を派遣します

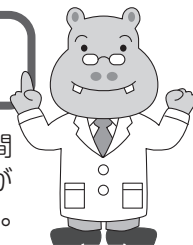
聴覚等に障がいのある方が円滑に意思疎通できるように、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対 象 者	市内に住所を有する聴覚障がい者等
派遣内容	・医療、職業、教育等に関すること ・聴覚障がい者または住民のために実施される講演会等 ※営利的な活動、政治的または宗教的な活動を除きます。
利用者負担	・個人派遣の場合 無料(ただし、手話通訳者等の入場料などは申請者で負担してください。) ・団体派遣の場合 障がい者団体を除き、原則として主催者負担

おたずね・申込み

福祉推進課 ☎21-6959 Fax21-6598
市のホームページにも掲載しています。

おぼえてあんしん 小児救急医療



休日や平日夜間に子どもが高熱を出して困ったときなどのために、市では「出雲休日・夜間診療所」を設けています。病院の救急外来に軽症患者が集中すると、重症緊急患者への対応が困難となりますので、「かかりつけの医師」や「出雲休日・夜間診療所」を上手に利用しましょう。

- 休日や夜間に病気になったら、まず、かかりつけの医師に連絡しましょう。普段からかかりつけの医師を決め、子どもの健康管理等について相談しておきましょう。
- かかりつけの医師が留守、または近くにいないときは、出雲休日・夜間診療所や右の島根県小児救急電話相談（#8000）をご利用ください。
- 診療を受ける際には、母子健康手帳、保険証、乳幼児医療証、診察券、お薬手帳などを持参してください。また、気になる症状やその症状がいつ始まったかなど、診察室で伝えることをメモにしておくに役に立ちます。

島根県小児救急電話相談

休日や夜間の急な子どもの病気で困ったときなどに電話で相談ができます。短縮電話番号「#8000」をプッシュすると、小児科医師、看護師、保健師から症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスが受けられます。

「#8000」で通話できない場合（アナログ回線・IP電話）は、03-3478-1060にダイヤルしてください。

- 利用時間：平 日／19時～翌朝9時
土日祝日／9時～翌朝9時
（12月29日～1月3日を含む）
- 注意事項：①通話料は利用者の負担となります。
②この電話相談は助言を行うものであり、診断や治療を行うものではありません。
- 詳しくは島根県ホームページをご確認ください。

おたずね／県医療政策課 ☎0852-22-5796

出雲休日・夜間診療所

● 場所／塩冶善行町1番地 ☎22-5543

休日診療

- 診療日／日曜日、祝日
- 診療科目／内科、小児科
- 受付時間／9時～11時、13時30分～16時
*休日は院外処方です。

平日 夜間診療

- 診療日／月曜日～金曜日（祝日を除く）
- 診療科目／小児科のみ
- 受付時間／19時30分～21時30分

おたずね／医療介護連携課 ☎21-6121

「臨時福祉給付金」・「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請受付が始まります。（障がい・遺族基礎年金受給者向け）

臨時福祉給付金とは

消費税率引き上げに際し、所得の低い方に対する適切な配慮を行うため暫定的・臨時的な措置として実施する臨時の給付金です。

支給額

ひとりにつき

3,000円

対象

平成28年1月1日（基準日）に出雲市の住民基本台帳に記載されている方のうち、平成28年度分の市民税（均等割）が課税されていない方

※ただし、ご自身を扶養（税法上）している方が課税されている場合や生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

障がい・遺族基礎年金受給者向け給付金とは

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障がい・遺族基礎年金受給者を支援するため実施する給付金です。

支給額

ひとりにつき

30,000円

（臨時福祉給付金に上乗せで支給）

対象

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者である方のうち、平成28年5月分の障がい基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方

※平成28年度高齢者向け給付金（3万円）の支給を受けた方を除きます。

申請方法等

対象と思われる方には、9月中旬に申請書を送付します。申請に必要な添付書類、給付金の受取方法など詳しくは、市から送付する書類でご確認ください。

- 申請先：「臨時福祉給付金」窓口 ※郵送での申請も可能です。
・本庁／1階 福祉推進課 ・各支所／市民サービス課または市民福祉課
- 申請期間：9月16日（金）～12月19日（月）（平日8:30～17:00）※土日祝日は除く。

9月中は窓口の混雑が予想されます。郵送申請をご利用ください。

おたずね／福祉推進課 ☎21-6631